

資 料

懲罰的損害賠償を禁じる オーストラリア連邦最高裁判所判決

佐 野 隆

- 1 はじめに
- 2 グレイ対自動車事故委員会事件の事実関係および下級審判決
- 3 グレイ対自動車事故委員会事件オーストラリア連邦最高裁判所判決
- 4 解説

1 はじめに

本号比較法学151頁以下に、Michael Tilbury 教授の論説 “Regulating ‘Criminal’ Conduct by Civil Remedy: The Case of Exemplary Damages” の翻訳が掲載されている。同論説は、1998年9月に早稲田大学比較法研究所が主催した国際シンポジウムにおけるスピーチのための原稿がもとになっている。したがって、同論説における記述は、1998年9月以前の状況に基づいている。その後、オーストラリア連邦最高裁判所（High Court of Australia）は、グレイ対自動車事故委員会事件⁽¹⁾において一定の条件の下で民事手続において懲罰的損害賠償（exemplary damages）を禁じる判決を下した。同事件に関して、Tilbury 教授もその論説の中でふれているので（本号掲載の翻訳註(65)）、ここにその判決の概要を紹介し、簡単な解説を加える。

(1) *Gray v Motor Accident Commission* [1998] HCA 70 (17 November 1998); 73 ALJR 46.

2 グレイ対自動車事故委員会事件の事実関係 および下級審判決

(i) 事実関係

原告（グレイ氏）は、南オーストラリア州アデーレード郊外に住むアボリジニーで、1988年9月9日にブランズデン氏が運転する車に轢かれ、重傷を負った。この事故は、ブランズデン氏が、原告を含むアボリジニーの少年たちの集団に向かって原告に傷害を加える意図を持って車を運転したことによって引き起こされた。事故を起こした車は、同州の制定法（Motor Vehicles Act 1959）に基づき第三者強制保険がかけられていた。保険者は州政府保険委員会（State Government Insurance Commission）であったが、現在では自動車事故委員会（Motor Accident Commission）（以下「委員会」）に改称されている。原告は生後まもなく両親と離れ、おじとおばに育てられた。地元の学校に通うが、そこにはアボリジニーの生徒は2人しかおらず、原告は継続的ないじめに遭っていた。学業はあまり優れていなかったが、いくつかのスポーツでは地域を代表する選手に選ばれていた。原告は時々父を訪ねていたが、1987年におじとおばが死ぬと原告はいとことともに生活するようになった。原告は、中学卒業後、アボリジニー教育専門のコレッジに進学したが、その後、学業から離れ、週に250オーストラリア・ドル（以下「ドル」）の賃金で建設関係の肉体労働に就いていた。当時16歳であった原告が事故に遭ったのはその時であった。

事故を起こしたブランズデン氏は、原告に対する重大な身体傷害を意図的に引き起こした刑事上の罪で起訴され、陪審により有罪の評決が下され⁽²⁾、1991年3月には禁錮7年の刑が宣告された⁽³⁾。刑事手続における裁判官は被告人の行為を言い訳の余地がなく、全く罪を軽減する要素がないものであると述べた。

1993年に原告は、南オーストラリア州の地区裁判所（District Court of

(2) *R v Bransden*, unreported, Supreme Court of South Australia, 26 February 1991 (Bollen J).

(3) *R v Bransden*, unreported, Supreme Court of South Australia, 14 March 1991 (Bollen J).

South Australia) に、ブランズデン氏を相手取り身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。原告の訴えは、主に、過失を理由とする請求として構成されていた。1995年1月に、制定法⁽⁴⁾の規定に従い、ブランズデン氏の保険者である委員会がブランズデン氏に代わり被告として訴訟当事者となった。(以後、ブランズデン氏は本件訴訟の当事者でなくなる。)

(ii) 第一審裁判所の判決の概要

第一審裁判官 (Pirone DCJ) は、原告に対する損害賠償額を、72,206ドルと算定した。その内訳は、過去の経済的損失に対して15,000ドル、将来の経済的損失に対して30,000ドル、1936年違法行為法 (Wrongs Act 1936) 第35A条に規定されるいわゆる「非経済的損失 (non-economic loss)」に対して18,190ドル、そして特別損害 (special damages) を理由に9,016ドルであった。

同裁判官は、懲罰的損害賠償に関して、本件訴訟が身体に対するトレスパスを理由とする請求でなく主に過失を理由とする請求で構成されていることが、懲罰的損害賠償を請求することの妨げにはならないとの判断を示した。また、本件被告が、不法行為者本人ではなく、その者の第三者強制保険者であることも、懲罰的損害賠償を請求することの妨げにはならないとした。しかし、同裁判官は、タスマニア州最高裁判所 (Supreme Court of Tasmania) の判決に言及した後で、同事件判決における、懲罰的損害賠償を認めるか認めないかは裁判所の裁量権の範囲内であるという意見⁽⁵⁾を受け入れた。そして、ブランズデン氏がすでに刑事裁判において有罪の判決を受けており、相当期間の禁錮刑に服していることを考慮し、本件民事手続において懲罰的損害賠償金を認めない判断を示した。しかし、もし、本件原告に懲罰的損害賠償金を請求する権利が有るとすれば、その額は10,000ドルであると算定した。原告は、填補的損害賠償金 (compensatory damages) の額が低すぎる点および懲罰的損害賠償金が認められなかった点で、同判決を不服とし、南オーストラリア州最高裁判所大法廷 (Full Court of the Supreme Court of South Australia) に上訴した。

(4) Motor Vehicles Act 1959 (SA)

(5) *Watts v Leitch* [1973] Tas SR 16 at 20 per Nettlefold J.

(6) *Gray v State Government Insurance Commission*, unreported, Supreme Court of South Australia, 10 September 1966.

(ii) 南オーストラリア州最高裁判所大法廷判決⁽⁶⁾の概要

南オーストラリア州最高裁判所は、原告の上訴を退けた。判決はミルハウス裁判官 (Millhouse J) により述べられた⁽⁷⁾。

懲罰的損害賠償について、同裁判官は、ワッツ事件判決および本件第一審裁判官の意見を受け入れ、不法行為者がすでに禁錮刑を受けていることを考慮し、懲罰的損害賠償を認めるか否かの裁量権を行使しないことを選んだ。

填補的損害賠償金の額に関しては、ミルハウス裁判官は、原告の証言の信憑性の低さ、芳しくない学業成績、飲酒癖、および、過去の原告自身が起こした刑事事件を考慮して形成された原審裁判官の認定を受け入れ、控訴裁判所がかかる認定に介入すべきではないとの判断を示した。原告は、同判決を不服とし、特別許可を得、オーストラリア連邦最高裁判所に上訴した。

3 グレイ対自動車事故委員会事件 オーストラリア連邦最高裁判所判決

連邦最高裁判所は、1998年11月17日に判決の言い渡しを行い、審理にあたった6人の裁判官 (Gleeson CJ, McHugh, Gummow, Kirby, Hayne および Callinan JJ) の全員一致で原告の請求のうち、填補的損害賠償に関する部分を認め、その部分に関して原審判決を破棄し原審に差し戻しの命令を下した。しかし、懲罰的損害賠償に関する原告の主張は、全員一致で退けられた。

(i) グレソン長官、マックヒュー、ガモウおよびハイン裁判官

懲罰的損害賠償と加重的損害賠償

本件が関連しているのは、懲罰的損害賠償であり、加重的損害賠償 (aggravated damages) ではない。原告側弁護士は加重的損害賠償は本件において与えられようと主張しようとしたが、そのような請求は訴答ではなされておらず、かかる請求を支持する証拠も提出されていない。したがって、かかる請求に対する抗弁をなすことを被上訴人は求められておらず、またそのような機会を与えられてもいない。明らかに、かかる請求を現在なすことは時機を失している。

(7) ボレン裁判官 (Bollen J) およびウィリアムズ裁判官 (Williams J) も同意。

懲罰的損害賠償を付与する権限

懲罰的損害賠償が与えられうる事件の種類は非常に多様なので、単一の公式が懲罰的損害賠償が適切に与えられうる領域の範囲を正しく示しているかどうかは疑わしいかもしれない。しかしながら、ホワイトフェルド対デ・ローレ事件判決においてノックス長官（Knox CJ）が採用した「他人の権利に対する傲慢な無視による意識的な違法行為（conscious wrongdoing in contumelious disregard of another's rights）」⁽⁸⁾という表現は、少なくとも、関連する領域のより大きな部分を描写している。

ユレン事件判決⁽⁹⁾において、本裁判所はルークス対バーナード事件判決⁽¹⁰⁾において貴族院により述べられた懲罰的損害賠償の付与に対する制限を採用しなかった。ルークス事件判決において、懲罰的損害賠償は次の三つの種類の事件においてのみ与えられるにすぎないと判示された：

- ・政府の公務員による強圧的、恣意的または非立憲的行為、
- ・被告の行為が原告に対して支払われるべき補償金を上回る利益を上げそうな場合、
- ・制定法により明示的に権限が与えられている場合。

懲罰的損害賠償の付与が検討されている場合に常に心に留めておくべき考慮事由が三つある。

- ・懲罰的損害賠償が与えられうるのは原告が処罰対象の行為の被害者である場合にすぎない、
- ・懲罰的損害賠償を与える権限は、単に、自由の防衛に用いられる武器のみならず、自由に敵対して用いられうる武器でもある、
- ・両当事者の資力、および行為を悪化させたり好転させたりするすべての事項がかかる賠償金の算定に関連する。

例外的な救済

〔懲罰的損害賠償という〕救済手段が、（排他的にはないにしろ主に）原告の権利に対する傲慢な無視による意識的な違法行為の事件で生じるという意味で、例外的であるのなら、少なくともさらに二つの問題が生じる。原告の請求が、故意による不法行為ではなく、過失を理由とする損害賠償請求である場合に、懲罰的損害賠償は利用できるのか。そして、懲罰的損害賠償の付与は権

(8) *Whitfeld v De Lauret & Co Ltd* (1920) 29 CLR 71 at 77.

(9) *Uren v John Fairfax & Sons Pty Ltd* (1966) 117 CLR 118.

(10) *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129.

利としての問題なのか、あるいは特定しうる基準により形成される裁量権の行使に左右されるのか。

過失と懲罰的損害賠償

現在の目的にとって二つの事柄を記することで十分である。第一に、懲罰的損害賠償は被告による意識的な不法行為が存在しない過失の事件には適切には付与されえなかった。通常は、自動車事故であろうと他の種類の事件であろうと、ほとんどの過失の事件では懲罰的損害賠償の問題は生じない。しかし、過失で構成されているが、原告または原告の立場にいる者の権利を傲慢に無視して被告が意識的に行為したことが立証されうる事件が存在しうる。

第二に、本件訴訟手続は、過失における訴えとして構成されていると言われているが、事実審理の段階では、あたかもトレスパスにおける請求であるかのように取り扱われたように思われる。訴状に記され、事実審理の段階でなされた原告の主張は、ブランドデン氏が原告の安全に対する配慮をなさずに意図的に原告に向かって車を運転したというものであり、事実審理で示された事件に関する証拠はすべて、ブランドデン氏が原告に対して意図的に侵害を加えたということを立証することを指し示していた。訴答の真の性格がどのようなものであれ、本件は不法行為者による意識的な違法行為の一つとして追行された。

「裁量的な」救済手段

重要なことは、原告に懲罰的損害賠償の付与を権利付けるものがなんであるかであり、あるいは、(権限または裁量という言葉で言えば、) その付与を認めるか求めるものがなんであるかである。

確かに、被告の行為がかかると問われる中心である。というのは、懲罰的損害賠償が関連するのは、違法行為者を処罰することであり、同様の行為を他の者がすることを抑止することであり、侵害を受けた者に対する補償ではないからである。しかし、考慮しなければならない他の要因も存在する。本件では、被告が第三者保険者であるという事実、および不法行為者が刑事犯を理由に有罪の宣告を受け処罰されているという事実が注意が向けられた。

保険と懲罰的損害賠償

ラム対コトグノ事件において本裁判所は、「懲罰的損害賠償の目的は処罰と抑止であるから、懲罰的損害賠償支払責任に対する強制保険制度に基づき違法行為者に保険がかけられている場合には、懲罰的損害賠償を付与することは不適切である」という主張を退けた⁽¹¹⁾。本裁判所はいくつかの理由でかかる結

(11) *Lamb v Cotogno* (1987) 164 CLR 1 at 9.

論に至ったが、その中には、付与により意図される抑止は「現実の違法行為者およびその者の違法行為の正確な性質を超えるものであり」⁽¹²⁾、懲罰的損害賠償金の付与は被害者の痛みを和らげ、被害者が感じる復讐への衝撃を緩和する⁽¹³⁾というものが含まれていた。

被告側弁護人は、その主張の最後の段階で、ラム事件判決を再度問題とする許可を求めた。かかる申立は、手後れであると記すことが適切であるかもしれない。しかし、たとえその申立がもっと早い段階でなされていたとしても、我々はラム事件判決を再検討しなかったであろう。同判決は本裁判所の最近の判決であり、5人の裁判官が審理し、単一の理由が示された事件であった。これらのことは、それ自体で、ラム事件判決を再検討することを拒む十分な理由であるかもしれない。しかし、これらの事由に加えて、ユレン事件および他の事件において判断された、懲罰的損害賠償の利用可能性という論理的に先行する問題を再度問題とし、検討を求める申立がなされていないことが同様に思い起こされるべきである。求められた特別許可は拒まれるべきである。

したがって、懲罰的損害賠償責任に対する強制保険に基づき不法行為者に保険がかけられているという事実は、そのような賠償金の付与の妨げとはならない。

刑事上の処罰の重要性

本件のように、違法行為者に関連し、刑事法が適用され、相当な処罰が加えられている場合には、懲罰的損害賠償は付与されえない (may not) と我々は考える。「えない」というのは、民事手続の対象となっている行為と実質的に同一の行為を理由に相当な処罰が科されていることは懲罰的損害賠償の付与を妨げるものであると考えるからである。この判断は、それぞれの個々の事件の事実関係および状況に左右される裁量の問題として達した判断ではない。そうである理由は原則として少なくとも二つある。

第一に、懲罰的損害賠償の付与の目的は、刑事法により相当な処罰がなされれば、完全に達成されている。違反者は処罰され、他の者は抑止される。その場合、懲罰的損害賠償金を付与する余地はない。

第二に、さもなければ、二重の処罰の懸念が生じるであろう。

本件において、民事手続における争点であった行為を理由に不法行為者に対して相当な処罰が科されているので、懲罰的損害賠償が妨げられるのは、処罰

(12) Ibid, at 9.

(13) Ibid, at 9-10.

が「相当な」場合だけなのか、あるいは、二つの手続の対象である行為の間にどれほどの近似性がなければならないのかを判断する必要はない。

填補的損害賠償金

カービィ裁判官により示された理由により、原告に示された賠償金は明らかに不適切である。

(ii) カービィ裁判官

[ラム事件判決を] 再度問題とすることに関する争点

ラム対コトグノ事件において本裁判所は、自動車（第三者保険）法（NSW）（Motor Vehicles (Third Party Insurance) Act (NSW)）のうちのどの文言も、そしてその制度のいかなる部分も、同法に基づき保険がかけられている車を運転した結果として侵害を受けた原告に対する懲罰的損害賠償の付与を禁じるものはない、と判示した。ニューサウスウェールズ州控訴院において、私は、その立法およびその目的に関する私の理解に言及し、懲罰的損害賠償はそのような状況では不適切であり利用できない、と結論付けた⁽¹⁴⁾。そのような付与は、実際問題として、責任ある運転者に対しても運転者一般に対しても処罰とはならず、抑止にもならないであろう。私は、それは馬鹿げた結果を生み出すと考えた⁽¹⁵⁾。オーストラリアの法域のなかには、ラム事件判決の効果を克服する立法が導入されたところもある。南オーストラリア州ではそのような規定はいまだ制定されていない。

ラム事件判決における判示が立法により取って代わられるか、本裁判所により覆されるかしない限り、それは同一または類似の状況に適用されなければならない。同判決が区別されない限り、その判決により確立された原則に従うことはオーストラリアのすべての裁判所の義務であった。

いつの日か、同判決の正しさが再検討されることが必要となるかもしれない。しかしながら、それは、本裁判所の比較的最近の全員一致による判示である。本上訴において、この点を再議論することを求める委員会の申立は、特別許可の審理の段階でも、書面による主張の段階でも、明らかには示されていなかった。それは、委員会側の口頭での弁論の最終段階に至るまでなされず、本裁判所による直接の質問の結果として示されたにすぎない。本裁判所の以前の先例の正しさに対する挑戦を委員会が求めていることがもっと早い段階で明確

(14) *Cotogno v Lamb* [No 3] (1986) 5 NSWLR 559 at 570.

(15) *Ibid.*, at 568.

に示されていたのであれば、本裁判所の構成も異なっていたかもしれない。これらの状況において、委員会がラム事件判決における判示を再議論することを認めることは適切ではない。

懲罰的損害賠償の範囲に関する争点

この点は先例による判断が下されていないので、原則の問題として判断を下す必要がある。元々、懲罰的損害賠償が認められた事件のほとんどで用いられていた文言が示していたことは、かかる賠償金を引き出す原因の特徴が被害者を侵害する不法行為者の側の意図または何らかの形の被害者の権利の傲慢な無視による意識的な違法行為の存在であることである。この理由のため、懲罰的損害賠償は意図的な不法行為の事件において与えられていた。時として、意図的な侵害が立証しえなかった場合には、かかる損害賠償は退けられた⁽¹⁶⁾。しかしながら、比較的古い事件の中にさえ、被害者に対する高圧的な行為を伴う意図的な過失が証明された場合には、時として懲罰的損害賠償が認められていた⁽¹⁷⁾。過失の不法行為の観点で構成される、適切に事故と描写される行為を理由として懲罰的損害賠償は付与されないであろうが、違法行為が単なる過失を超え、不当 (wanton) または無謀 (reckless) として特徴付けられることの証明は、懲罰的損害賠償を引き付けるであろう。

本裁判所における事件を含む、この点に関するより最近の事件では、不法行為者の主観的意図がなんであれ、客観的に関連する行為が高圧的であり、不法行為者に対してのみならず、世間に対して向けられる重大な非難が求められる場合には、懲罰的損害賠償が認められる場合がある、ということが受け入れられている。

刑事上の処罰に関する争点

原告は、下級審が懲罰的損害賠償の付与を裁量上の問題として取り扱ったことに異議を唱えている。特に、原告は、ワッツ事件判決⁽¹⁸⁾は間違っただけで判断が下され、不法行為者が刑事上の処罰を受けているという事実のみ言及することで問題を解決する方法は誤りである、と主張した。予備的な二つの問題がこの争点により示される。第一の点は、不法行為者が処罰を受けるということが関連することであるか否か、という点である。第二の点は、それがもし関連す

(16) 例えば、*Kaytor v Lion's Driving Range Ltd* (1962) 35 DLR (2d) 426 at 431-432参照。

(17) 例えば、*Emblen v Myers* (1860) 6 H & N 54 [158 ER 23] 参照。

(18) *Watts v Leitch* [1973] Tas SR 16.

るのなら、その点を考慮に入れることは、裁量上の問題であるということが適切であるか否かという点である。下級審は、これらの問題双方ともに肯定的に答えた。

第一の問題に移るが、先例を考えると、不法行為者に対する刑事上の処罰の関連性に異議を唱えることは不可能である。このことに異議を唱える主たる主張は、刑事手続は侵害を被ったもののコントロールの外にあり、国家の目的を達成するように構成されている、ということである。

先に述べた意見は適用されうる法的先例の本流の外にある。さらに、それらの意見は、基本的な原則に一致しない。人はその者に対して法に従って最終的に有罪または無罪の言い渡しが行なわれた違反を理由に、再度審理され、あるいは、処罰されるものではないということは人権の基本的原則である。このため、刑事上の処罰が科されること（特に収監）は、オーストラリア、イギリス、カナダ、ニュージーランド、および、アメリカの多くの法域において、懲罰的損害賠償（そして加重的損害賠償）の付与に関連すると繰り返し判示されてきた。

コモン・ロー上損害賠償金を原告が手にする資格は裁量上の事項に関わるという考え方は例外的なものである。通常、損害賠償金は、コモン・ローによりその目的を達成するために考案されたもので、原告の権利である。しかし、懲罰的損害賠償は「裁量的」であるという記述は判例法のなかに埋め込まれている。ルークス事件判決⁽¹⁹⁾においてデブリン貴族院裁判官（Lord Devlin）は懲罰的損害賠償が利用可能な場合に陪審に与えられる説示を説明した。そのような賠償金が与えられる場合があるのは、填補的損害賠償金が、不法行為者の行為に対する裁判所の不承認を印し、その者または他の者がかかる行為を繰り返すことを抑止するのに不適切な「場合、しかし、その場合だけ」⁽²⁰⁾である。したがって、懲罰的損害賠償金の部分は権利ではなく、陪審が与えることも差し控えることも選べる損害賠償金の要素であった。ブルーム対カッセル事件判決においてヘルシャム貴族院裁判官（Lord Hailsham）は、懲罰的損害賠償は「裁量的」であると記した⁽²¹⁾。類似の記述がカナダの先例⁽²²⁾およびオーストラリ

(19) *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129.

(20) *Ibid*, at 1228.

(21) *Broome v Cassell & Co* [1972] AC 1027 at 1060.

(22) *Blacquiere's Estate v Canadian Motor Sales Corporation Ltd* (1975) 10 Nfld & PEIR 178 at 205.

アの先例⁽²³⁾の中にある。実際、裁量権の存在は、何らかの要因が懲罰的損害賠償を退けることを適切にする場合、事実審裁判所がそうすることを許す「安全弁」であると記されている。⁽²⁴⁾

したがって、第一審裁判官の懲罰的損害賠償は裁量的であるという記述は正確であった。

加重的損害賠償に関する争点

手後れの段階になって、原告は填補的損害賠償の請求に加重的損害賠償を求める追加の要素を含めようとした。

経済的損失に関する争点

事実審理の段階で23歳の技術を有していない労働者の将来における経済的損失に対する補償が、事実審理までの経済的損失に対して与えられる額の2倍にとどまり、30,000ドルにすぎないことは、見たところ、不釣り合いである。

大法廷の義務は、経済的損失を理由とする損害賠償金の示された重大な不適切さに関する訴えを再検討することであった。本裁判所は、原告を直接見ていないので、その者の損害賠償金を再計算することはできない。

(iii) カリィナン裁判官

処罰を科すという事実、および、その程度と被告に対する影響は、常に関連ある要因であり、恐らくほとんどの場合、主要で決定的な要因であろう。しかしながら、それらはすべての場合における最終的な要因ではないかもしれない。他の事項も検討が求められる。例えば、特定の事件で刑事手続が起こされるのか否か、被害者補償立法の存在と効果、被告の行為の性質、原告が得るかもしれない苦痛に対する癒しの程度、被告の資力、被告に対する抑止効果、違法行為から被告が手にする利潤、社会一般に向けられる潜在的な違法行為に対する抑止効果などである。裁判所は考慮に入れることができるかもしれない事柄は、比較的軽い処罰がなされるかもしれないこと、または、より「軽い罪に対する」答弁を受け入れる結果として科されたかもしれないこと、あるいは、少額の罰金だけが利用されるかもしれないこと、刑事手続ではなく民事による過程での比較的甘い非難が望ましいこと、法の遵守を求めることの必要性、そして、刑事上の制裁の可能性は実体を伴わないという事実などである。これら

(23) *Watts v Leitch* [1973] Tas SR 16 at 20.

(24) Law Commission, *Aggravated, Exemplary and Restitutionary Damages* (Law Com No 247) (1997) at par 1. 20.

の事柄は、私の見解では、訴訟原因がトレスパスであれ過失であれ、関連するものである。もっとも、後者の場合、特に車による事故の場合は、懲罰的損害賠償の余地は極めてまれかもしれない。

4 解 説⁽²⁵⁾

本件オーストラリア連邦最高裁判所判決の中から導き出せる結論を、前記 Tilbury 教授の講演内容と関連の深い点を中心に、簡単にまとめる。

まず、懲罰的損害賠償はオーストラリアにおいては民事手続で利用可能であることを前提にした上で、連邦最高裁は、不法行為者に保険がかけられている場合にも、懲罰的損害賠償が利用できるか否かを検討した。この点に関連する従来⁽²⁶⁾の先例は、同最高裁判所のラム事件判決⁽²⁶⁾であった。同事件では、民事事件の被告が不法行為者本人であるが、その者が民事責任を問われている行為に対して強制保険がかけられていた。そのような場合であっても、懲罰的損害賠償を利用することができると判示された。本件では、不法行為者本人は、最終的には、制定法の規定に従い民事訴訟の当事者から外され、民事手続で争われている行為に対してかけられる第三者強制保険の保険者が被告となった。そこで、ラム事件判決の適用が争われた。この点について連邦最高裁判所は、民事事件の被告が、保険がかけられている不法行為者自身であろうと、保険者であろうと差異はないとし、ラム事件判決の判示を本件に適用した。この点で、興味深いのは、ラム事件の中間上訴の段階で、保険のかけられている不法行為者に対する懲罰的賠償金を科すことに反対したカービィ裁判官も、本件では、ラム事件判決に従った点である。同裁判官の意見に示されるように、オーストラリアにおいては、制定法により特別な規定が設けられるか、連邦最高裁判所がラム事件判決を覆さない限り、不法行為者に保険がかけられていようが、その者に代わり保険者が被告となろうが、適切な事件においては、懲罰的損害賠償が利用できると言える。

次に問題とされた点は、懲罰的損害賠償を科すことは裁判所の裁量事項なの

(25) 本件オーストラリア連邦最高裁判所判決に対するケースコメントとして、Jane Swanton and Barbara McDonald “The High Court on Exemplary Damages” 73 Aust L J 402 (1999), James Edelman “Exemplary Damages Revisited” 7 Tort L J 87 (1999) 参照。

(26) *Lamb v Cotogno* (1987) 164 CLR 1.

か否かという点であった。この点に関連するオーストラリア国内の先例は、タスマニア州最高裁判所のワッツ事件判決⁽²⁷⁾であった。同判決は、連邦最高裁判所を直接に拘束するものではないが、連邦最高裁判所は、懲罰的損害賠償の利用のされ方を、歴史的、比較法的に検討し、同判決が正しく下されたものであると判示した。

そして、本件上訴審で中心的争点となったのが、民事訴訟において懲罰的損害賠償を求める原因となった行為を理由にすでに刑事上の処罰がなされている場合に、懲罰的損害賠償を求めることができるか否かという点であった。この点について、連邦最高裁判所は、不法行為者がすでに不法行為上の行為と同一の行為を理由に刑事上の処罰を受けており、しかもその処罰が禁錮7年と相当な処罰であることを理由に、本件において懲罰的損害賠償を利用することはできないと判示した。さらに、4人の裁判官の合意意見では、かかる状況における懲罰的損害賠償の利用制限は、本件事件の特殊な事実関係によるものではなく、法原則上認められないものであるとした。このアプローチは近年ニュージーランドで採られたコモン・ロー上のアプローチと共通するものがある⁽²⁸⁾。しかし、ニュージーランドにおけるコモン・ロー上の懲罰的損害賠償の利用制限は、刑事上の処罰が相当である場合のみならず、刑事裁判において無罪となった被告に対しても及ぶ、広範なものであるのに対し、オーストラリア連邦裁判所は、懲罰的損害賠償の利用制限がどこまで及ぶかに関する問題には何らの答を出していない。

このように、本件判決は懲罰的損害賠償の利用可能性を制限する側面を含む反面、逆に、その利用可能性を拡大させうる要素も残している。すなわち、本件訴訟は、少なくとも訴訟原因は過失を理由に構成されているものである。この点についてもニュージーランドで採られたアプローチに類似している⁽²⁹⁾。

いずれにしても、懲罰的損害賠償の利用可能性およびその適用範囲は依然として不鮮明な部分が残されており、今後の判例の積み重ねおよび立法による展

(27) *Watts v Leitch* [1973] Tas SR 16.

(28) *Daniels v Thompson* [1998] NZLR 22, *W v W* [1999] 2 NZLR 1 参照。また、この点に関するニュージーランドの状況に関しては、拙稿「ニュージーランドにおける懲罰的損害賠償金をめぐる問題の立法による解決」比較法学第33巻第1号199頁（1999）参照。

(29) *McLaren Transport Ltd v Somerville* [1996] 3 NZLR 424および、拙稿「ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金に関するニュージーランドの判例」比較法学第31巻第2号221頁（1998）参照。

開を見て行く必要がある。